

# 松本市立丸ノ内中学校 改築事業基本計画

令和 7 年 8 月  
松本市教育委員会

## 目次

<b>1</b>	<b>基本計画の背景と位置付け</b> .....	1
(1)	背景.....	1
(2)	基本計画の位置付け.....	2
<b>2</b>	<b>改築校の概要</b> .....	3
(1)	学校の特徴.....	3
(2)	丸ノ内中学校の教育方針.....	3
(3)	校章・校歌.....	3
(4)	学区域.....	4
(5)	生徒・クラス数の推移（推計）.....	6
(6)	改築校の現況.....	7
<b>3</b>	<b>計画条件</b> .....	11
(1)	地域・地区要件等.....	11
(2)	主な関係法令等.....	11
(3)	計画の留意事項.....	12
<b>4</b>	<b>基本計画の方針</b> .....	13
(1)	教育環境と学びの方向性.....	13
(2)	検討の経過.....	15
(3)	基本コンセプト・基本方針.....	18
(4)	各室・スペースの整備方針.....	19
(5)	地域連携・開放施設の整備方針.....	19
(6)	防犯対策の整備方針.....	19
(7)	ユニバーサルデザイン等に関する整備方針.....	19
(8)	避難拠点としての整備方針.....	20
(9)	改築校の歴史を受け継ぐ整備方針.....	20
(10)	構造計画に関する整備方針.....	21
(11)	電気設備計画に関する整備方針.....	22
(12)	機械設備計画に関する整備方針.....	24
(13)	環境配慮・省エネルギー化に関する整備方針.....	24
<b>5</b>	<b>改築事業の概要</b> .....	25
(1)	改築計画施設の予定規模.....	25
(2)	構成諸室.....	25
(3)	建物配置.....	25
(4)	平面ゾーニング.....	27
(5)	工程表.....	28
(6)	建替えステップ図.....	30

## 1 基本計画の背景と位置付け

### (1) 背景

#### ア 松本市の学校改築事業

全国の多くの公立学校が、高度成長期に児童生徒数の増加に伴い、大量に建設されたように、松本市（以下「本市」という。）においても、昭和30年代から40年代にかけて学校校舎が建設されました。

現在、これらの学校校舎は、建築後50年以上が経過し、一斉に老朽化が進んでいることから、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送るために、順次、長寿命化改良事業や改築事業を行っていく必要があります。

そこで、本市では、令和3年に「松本市学校施設個別施設計画」を策定し、これらの事業を計画的に行っていくこととしました。

#### イ 丸ノ内中学校の改築事業

松本市立丸ノ内中学校（以下「丸ノ内中学校」という。）は、昭和23（1948）年に松本城二の丸に開校しました。その後、昭和27年に城山中腹の現在地に移転新築された学校で、本市の小中学校の中で最も古い建築の学校です。

現在の丸ノ内中学校の校舎は、文部省（当時）が昭和25年に、学校施設を全国一定レベルに整備できるよう作成した、「鉄筋コンクリート造の標準設計」\*1を基に設計されています。この標準設計では、教育の量的拡大に対応するため、片廊下形式の校舎が標準として示されています。丸ノ内中学校は、この形式の校舎が全国で建設される、モデルスクールとなった経過があります。

このような現状の中で、建築後67年以上が経過し、老朽化が進んでいる現状の丸ノ内中学校を改築し、生徒や教職員、地域住民の方が安全・安心に利用できる学校施設を整備することとしました。

#### ウ 学校教育を取り巻く状況の変化

丸ノ内中学校の現校舎が建設されてから67年以上が経過し、社会情勢が加速度的に変化する先行き不透明な時代となり、学校教育を取り巻く状況も大きく変化し続けています。ICT\*2教育、少人数学習、新学習指導要領を始めとして、日々進化する教育情勢の変化に伴い、様々な子どもたちに合わせた学習形態が求められています。その他、感染症の流行や教職員の働き方改革、地域ニーズ等が目まぐるしく変化する予測が難しい時代への対応も今後の課題となっています。

このような様々な教育の課題がある中、令和3年1月26日の中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育」に基づいて、令和4年3月に国の専門会議が「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」の最終報告を取りまとめました。この報告書では、「学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す」という考え方などが明示されています。

\*1：文部省（当時）が日本建築学会に委嘱して作成し、1教室の大きさは奥行き7m×間口9mで行ったもの

\*2：Information and Communication Technologyの略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology：情報技術)の方が普及していたが、国際的

には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつあります。

(出典：総務省 <https://www.soumu.go.jp/denshijiti/ict/data/3.html>)

### (2) 基本計画の位置付け

丸ノ内中学校改築事業基本計画（以下「基本計画」という。）は、学校の施設整備の検討に当たって、施設規模や必要諸室、配置計画などの基本的な方針を示すものです。この改築に当たっては、生徒や教職員、地域住民参加型ワークショップを通じて得られた、これまでの教育活動や伝統、地域活動に根差した学校独自の取組みを踏まえて基本計画を策定するものとします。

## 2 改築校の概要

### (1) 学校の特徴

開校以来の「自治の精神」をモットーに生徒、教職員が誇りを持って、「律する心 磨く心 思いやる心」を大切に生活しています。学校の管理棟の屋上には、移転新築の前から使用し、シンボリックな存在となっている「自治の鐘」が据えられています。この鐘は、集会の折に鳴らして集合しています。

「自治の精神」の典型的なものとして、生徒会活動を母体とする挨拶の「こんにちは」があります。来校された方々に「こんにちは」と挨拶をするのは当然のこと、廊下ですれ違う教職員や友達とも「こんにちは」が飛び交う学校生活を送っています。

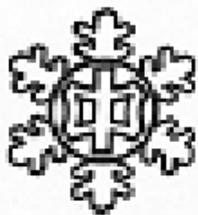
### (2) 丸ノ内中学校の教育方針

学校目標

自治の精神 ～豊かな心でたくましく自他ともによりよく生きよう～

律する心 磨く心 思いやる心

### (3) 校章・校歌



- 一 雪のマークは、「蛍雪の功」を表現し、勤勉を象徴
  - 二 円は、円満を表現し、円満な人格の形成を目指すことを象徴
  - 三 丸の中の「中」は丸ノ内中学校を象徴
- 昭和25年2月 制定

図 2-(3)-1 丸ノ内中学校の校章（出典：松本市「松本市立丸ノ内中学校学校概要「校章」」）

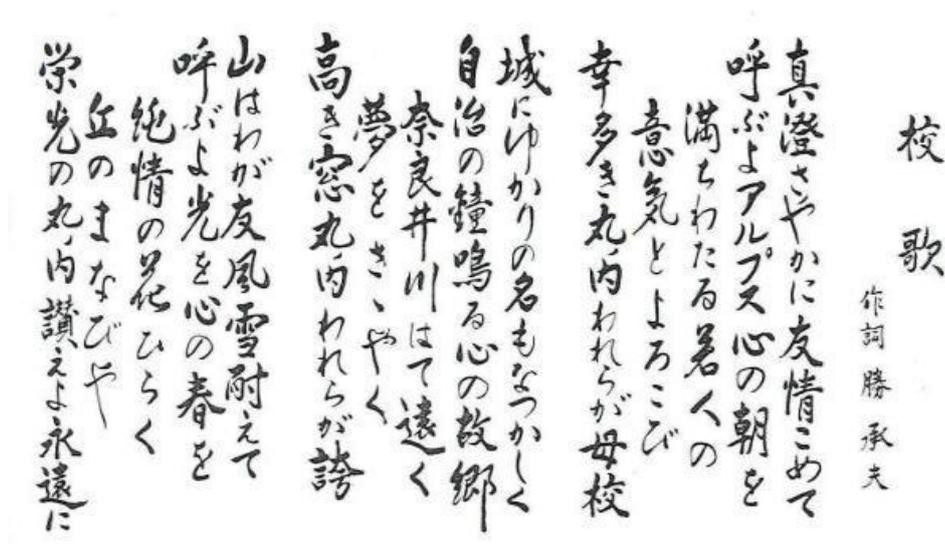


図 2-(3)-2 丸ノ内中学校の校歌（出典：松本市「松本市立丸ノ内中学校学校概要「校歌」」）

## (4) 学区域

丸ノ内中学の学区域の一覧や通学区を示します。

表 2-(4)-1 丸ノ内中学の学区域表（出典：松本市「松本市立中学校通学区域指定表」）

町△大字名	町会名等
蟻ヶ崎1丁目	宮崎町の一部、蟻ヶ崎西の一部、宮淵東の一部
蟻ヶ崎2丁目	蟻ヶ崎西の一部
蟻ヶ崎4丁目	蟻ヶ崎西の一部、放光寺の一部
蟻ヶ崎台	蟻ヶ崎台の一部、放光寺の一部
△蟻ヶ崎	放光寺の一部、宮淵東の一部、宮淵新橋の一部
大手1丁目	今町1丁目の一部、今町2丁目の一部、巴町の一部、折井町
大手2丁目	今町1丁目の一部、今町2丁目の一部、西堀町の一部、北土井尻町の一部、南土井尻町の一部、土井尻町の一部、松栄町の一部、六九町
大手3丁目	大名町の一部、北土井尻町の一部、南土井尻町の一部、土井尻町の一部、小柳町の一部、緑町の一部
大手4丁目	緑町の一部、小柳町の一部
白板1丁目	白板南、白板中、白板宮本の一部
白板2丁目	白板宮本の一部、宮淵本村の一部
新橋	宮淵新橋の一部
城西1丁目	城西町の一部、今町2丁目の一部、宮崎町の一部、駒町の一部、巴町の一部
城西2丁目	西堀町の一部、城西町の一部、今町2丁目の一部、松栄町の一部
城山	放光寺の一部
中央1丁目	伊勢町1丁目の一部、伊勢町2丁目の一部、伊勢町3丁目、分銅町、新伊勢町、神明町の一部、国府町の一部、巾上町の一部
中央2丁目	本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、伊勢町1丁目の一部、伊勢町2丁目の一部、神明町の一部、国府町の一部、中町3丁目、飯田町1丁目、飯田町2丁目の一部
渚1丁目	渚町の一部、渚宮本の一部、渚上の一部
渚2丁目	渚町の一部、渚宮本の一部、渚本郷の一部、渚内城
渚3丁目	渚本郷の一部、渚宮本の一部、渚本村の一部、渚上の一部
渚4丁目	渚上の一部
巾上	巾上町の一部、巾上中、巾上南、巾上西
深志1丁目	巾上東、国府町の一部
深志2丁目	本町4丁目、国府町の一部、飯田町2丁目の一部
丸の内	大名町の一部、小柳町の一部
宮淵1丁目	白板宮本の一部、宮淵東の一部、宮崎町の一部、駒町の一部
宮淵2丁目	宮淵東の一部

# 松本市立丸ノ内中学校改築に伴う基本計画

宮瀨3丁目	宮瀨東の一部、宮瀨日向
△宮瀨	白板宮本の一部
宮瀨本村	宮瀨本村の一部

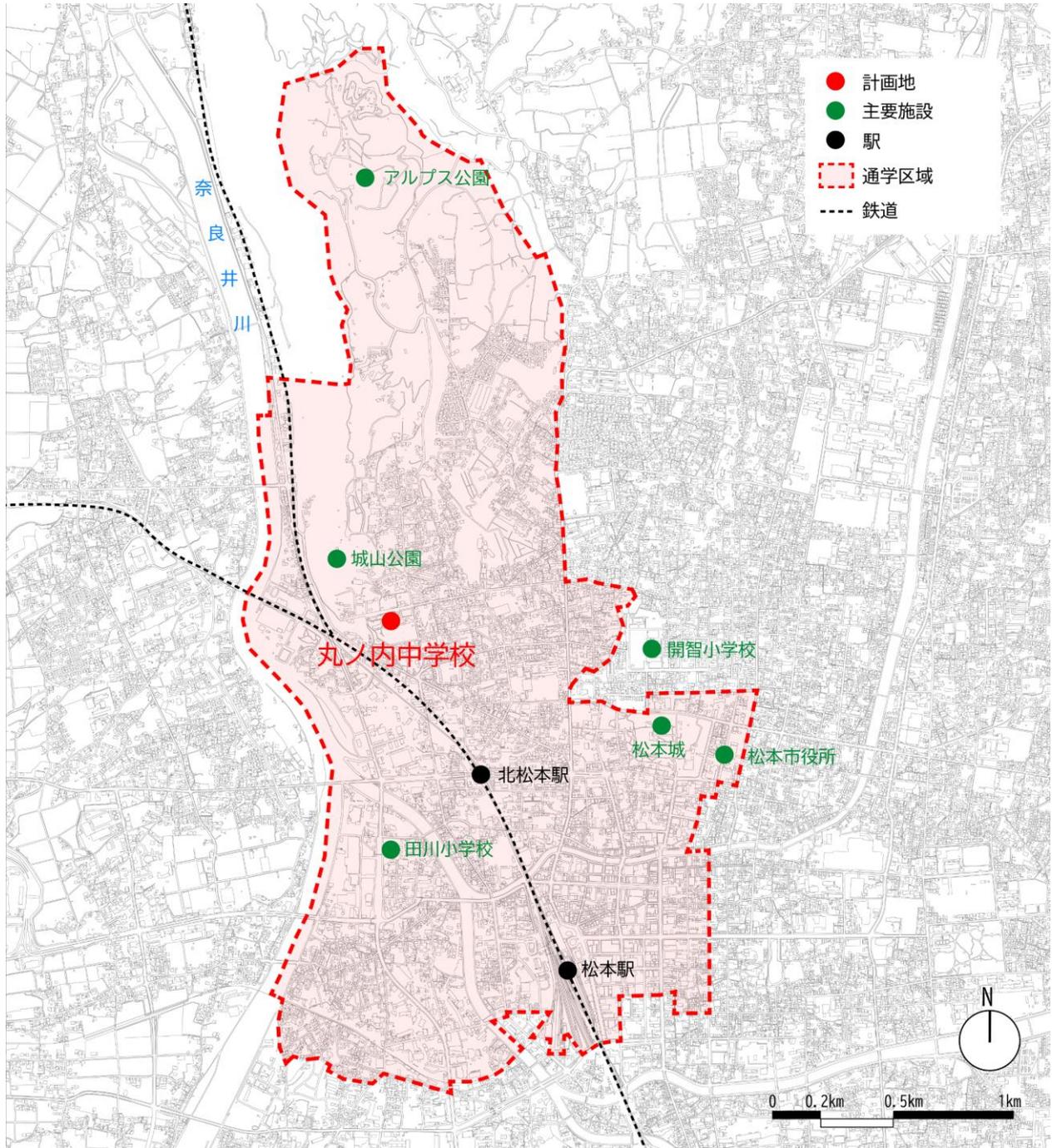


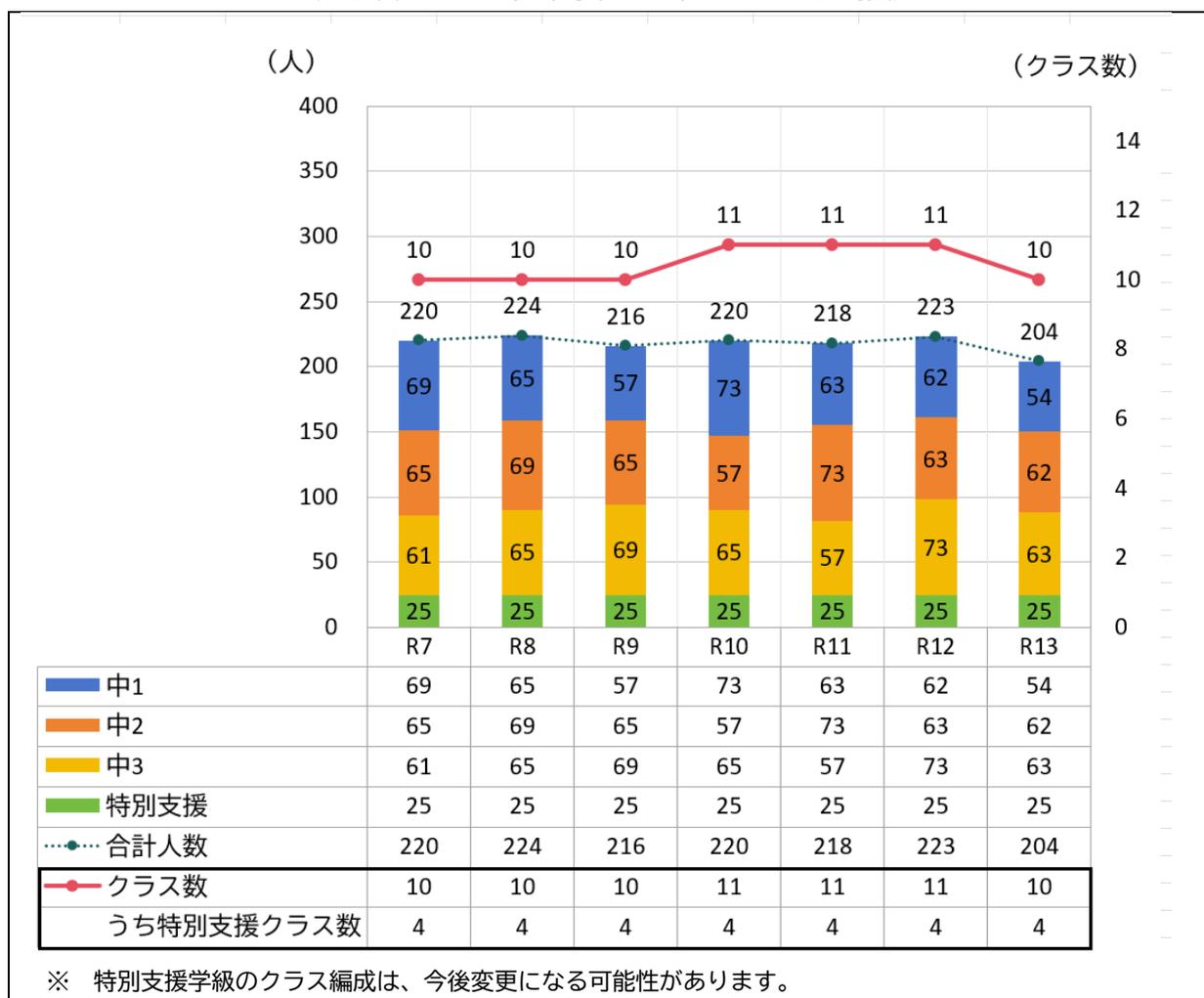
図 2-(4)-1 丸ノ内中学校の通学区域

(5) 生徒・クラス数の推移（推計）

令和7年5月1日時点丸ノ内中学校の生徒及びクラス数の今後の推計を示します。年度によって1学年2クラス又は3クラス編成で推移しているものの、1学年2クラスである年度が多いことが予想されます。

- ア 令和 7年度：220人
- イ 令和13年度：204人（予測）

表 2-(5)-1 丸ノ内中学校の生徒・クラス数の推移



(6) 改築校の現況

教室の机が旧規格より一回り大きい新J I S規格になったことや一人一台端末の導入に伴い、設備機器の配備、適切な生徒机間の離隔の確保が求められる現在では、当時の平均的な広さであった約幅7メートル×長さ9メートルの教室は手狭な環境といえます。その一例として、35人の学級編成においても、保護者参観時に保護者が教室に入れられない状況にあります。

令和5年12月に学校改築に関するアンケートを丸ノ内中学校の生徒、教職員及び保護者を対象として実施しました。このアンケートにより、現在の校舎で不満に感じていることが浮彫りとなりました。

教職員の人数が増え、職員室も手狭になり、環境改善が必要になっています。

現在の渡り廊下が開放渡り廊下であることから、降雨・降雪を防ぐため、壁のある渡り廊下への改善が必要となっています。

トイレについては、洋式化や快適な温度調整の要望がありました。

体育館、柔剣道場及びプールは建築後の年数が浅く、健全であることから改築の対象から除外しています。



図 2-(6)-1 改築校の現況写真

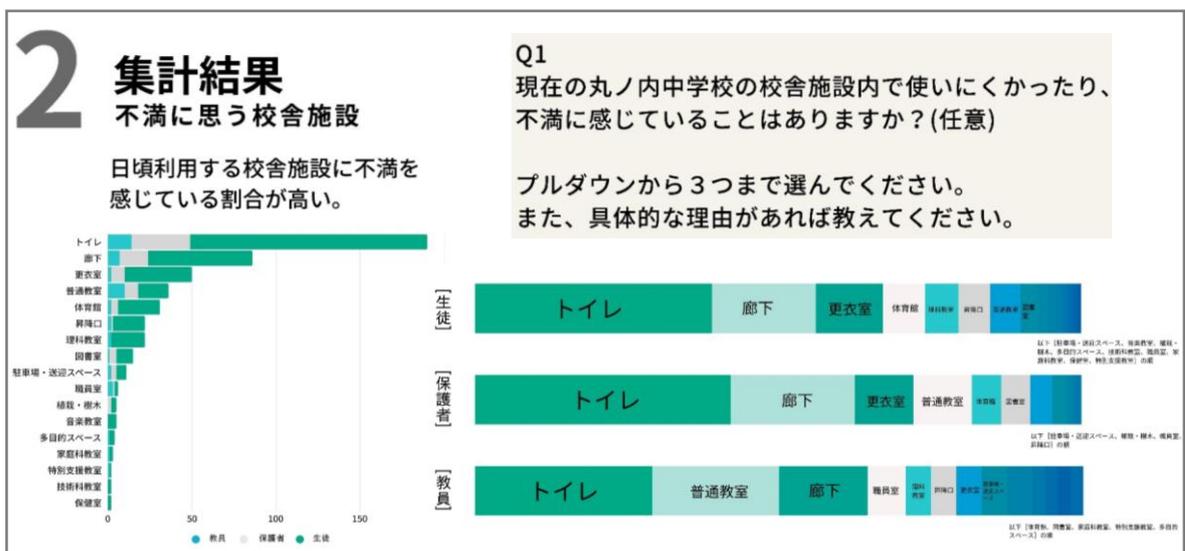
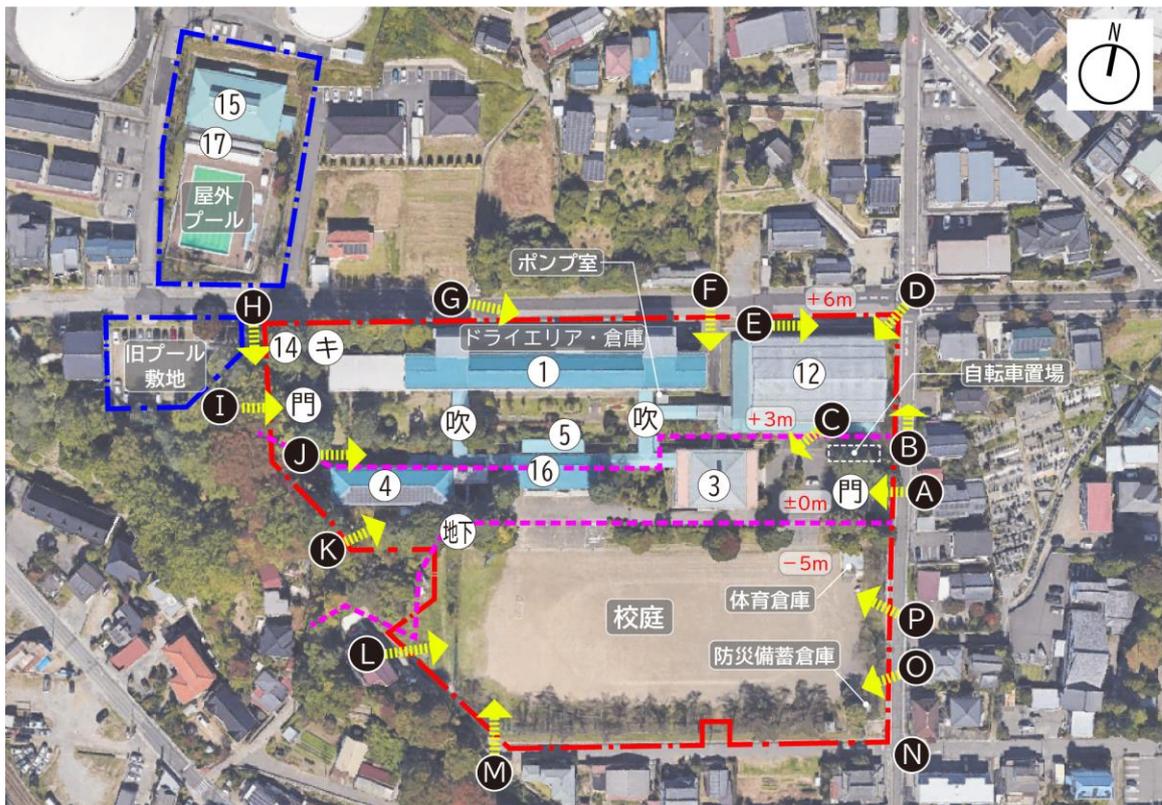


図 2-(6)-2 令和5年改築アンケートの一部  
(出典：松本市「丸ノ内中学校改築アンケート結果報告」)

現在の校舎は、敷地北側にまとまって配置されており、体育館(⑫)は敷地北東角に位置しています。

傾斜地に建設していることから、敷地は地盤レベルに高低が大きく、校庭、管理棟(③)及び昇降口棟(⑬)、普通・特別教室棟(①)並びに体育館(⑫)の大きく3つのレベルに分かれており、それぞれの高低差の解消に法面及び擁壁が設置されています。冒頭で触れた、文部省(当時)のモデルスクールとして建設された校舎は当初の状態を保ちながら残っており、渡り廊下は、鉄筋コンクリート造のモデルスクールとしては珍しく屋根が架けられたデザイン上の特徴があります。

(出典：川島智生著「戦後モダニズムの学校建築」鹿島出版会、2024)



記号	施設	年	構造	階数	面積㎡
①	普通・特別教室棟	S26	R	3	3484
③	管理棟	S27	R	2	801
④	特別教室棟	S32	R	2	792
⑤	トイレ棟	S26	R	1	42
⑫	屋内運動場	H02	S	1	1209
⑭	ポンプ室	H08	R	1	8
⑮	武道場	H07	S	1	380
⑯	昇降口棟	H09	S	1	263
⑰	プール専用付属室	H14	S	1	104

記号	施設	年	階数	面積㎡
(門)	正門・通用門	-	-	-
(吹)	吹抜けの渡り廊下	-	-	-
(車)	キュービクル	-	-	-
(貯)	地下燃料貯蔵タンク	-	-	-

凡例

--- 敷地境界線(改築事業対象※)	--- 擁壁・法面等の位置	R: 鉄骨鉄筋コンクリート造
--- 敷地境界線(対象外)	--- (次のページ図の名前)撮影方向	S: 鉄骨造

※ただし、⑫は改築事業の対象外

図2-(6)-1 丸ノ内中学校(令和4年時点)の配置図

(出典: Google 画像©2025 Airbus、Maxar Technologies、地図データ©2025)



図 2-(6)-2 敷地外周部の現況写真 1



図 2-(6)-3 敷地外周部の現況写真 2

### 3 計画条件

#### (1) 地域・地区要件等

- ア 所在地 : 長野県松本市宮淵3丁目6-1
- イ 敷地面積 : 約22,220平方メートル
- ウ 用途地域 : 第一種中高層住居専用地域
- エ 建ぺい率 : 60パーセント+10パーセント (角地)
- オ 容積率 : 200パーセント
- カ 高度地区 : 指定なし
- キ 防火指定 : 指定なし
- ク 日影規制 : 3h-2h/4m
- ケ 周辺道路 : 市道1010号線 (1級)  
市道1548号線 (2級)  
市道1546号線  
市道1009号線
- コ 松本市景観計画景観類型地区 : 松本北地区
- サ 埋蔵文化財包蔵地 : 城山腰遺跡
- シ その他 : 建築基準法第22条区域、宅地造成等工事規制区域

#### (2) 主な関係法令等

表3-(2)-1 主な関係法令等

関係法令等	関連内容の概要
建築基準法関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法</li> <li>・ 建築士法</li> <li>・ 消防法</li> <li>・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</li> <li>・ 建築物のエネルギーに関する消費性能の向上に関する法律</li> </ul>
都市計画法関係法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松本市開発行為許可基準等に関する要綱</li> </ul>
長野県条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長野県建築基準条例</li> <li>・ 長野県福祉のまちづくり条例</li> <li>・ 長野県地球温暖化対策条例</li> </ul>
松本市条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 松本市景観条例</li> <li>・ 松本広域連合火災予防条例</li> <li>・ 松本市中高層建築物の建築に係る良好な近隣関係の保持に関する条例</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財保護法</li> </ul>

建築基準法関連法令、長野県及び松本市それぞれの条例など関係法令等については、基本設計及び実施設計時に関係各課と再度協議を行うものとします。

(3) 計画の留意事項

ア ハザードマップ

丸ノ内中学校は、市の地域防災計画により、洪水や土砂災害時の指定避難場所に指定されています。

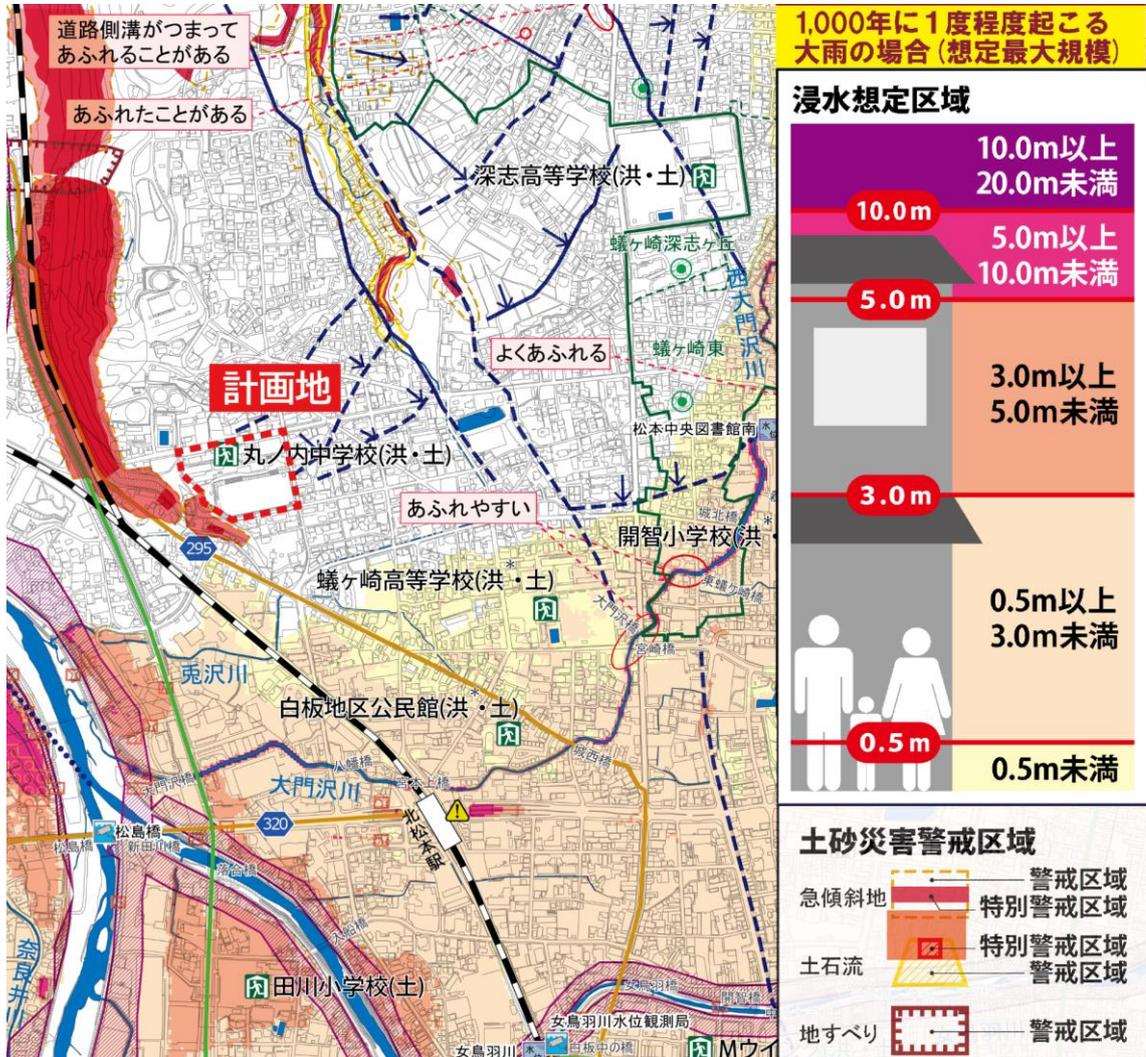


図 3-(3)-ア-1 ハザードマップ (出典：松本市「松本市ハザードマップ(令和6年4月)」)

イ 文化財等の保護

計画敷地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当することから、適切な調査を行い、記録保存等を実施する必要があります。

表 3-(3)-イ-1 計画敷地埋蔵文化財 (出典：「長野県松本市埋蔵文化財包蔵地一覧」)

種別	時代	名称	地区	所在地
集落	縄~古	城山腰遺跡	旧市	宮沢2・3丁目 (宮沢東・宮沢日向)、蟻ヶ崎3・4丁目

## 4 基本計画の方針

松本市立丸ノ内中学校改築事業（以下「丸ノ内中学校改築事業」という。）では、教育環境の変化を踏まえるとともに、学校独自の教育活動や地域との関わりなどの実現のため、ワークショップで募った生徒、教職員及び地域住民の意見を基とした改築事業のコンセプト（以下「基本コンセプト」という。）及び基本方針を掲げます。

### (1) 教育環境と学びの方向性

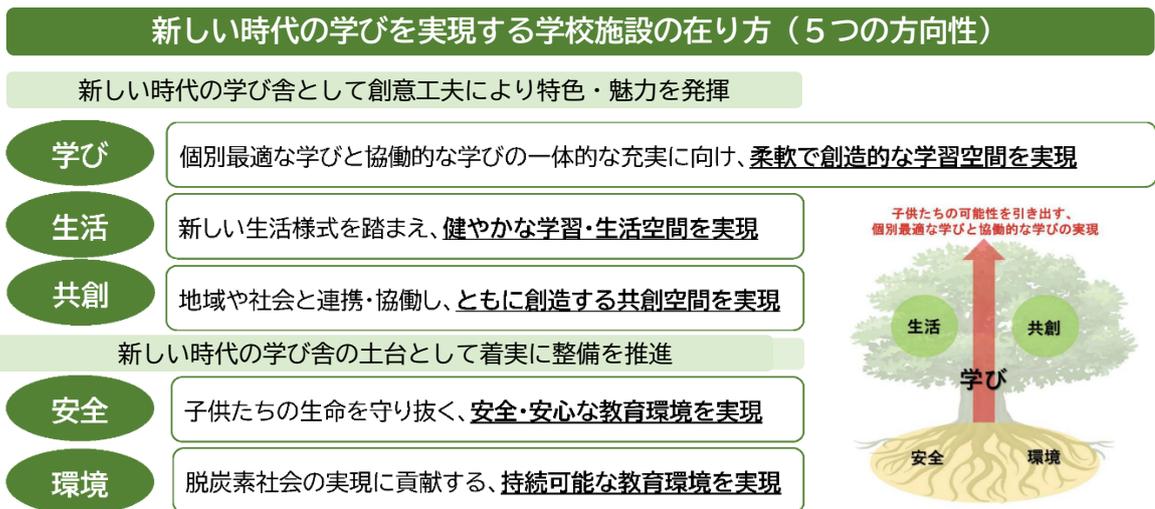
#### ア 教育を取り巻く環境

従来の教室空間では、ICT教育、少人数学習、新学習指導要綱、特別支援学級等の様々な学びに対応できない現状にあります。また、Society 5.0<sup>\*1</sup>の到来やポストコロナ期における教育環境の急変、社会情勢の変化に伴い、様々な子どもたちに合った学習形態が求められています。その他、感染症の流行や教職員の働き方改革、時々刻々と変化する地域ニーズ等への対応も今後の課題となっています。

\*1：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）

#### イ 国等の方向性

文部科学省の中央教育審議会は「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子どもの可能性を引き出すため、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる改革方針を示しました。これを受け、新しい時代の学びにふさわしい学校施設の在り方を明確にする「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（令和4年3月）が報告され、以下の5つの方向性が示されました。



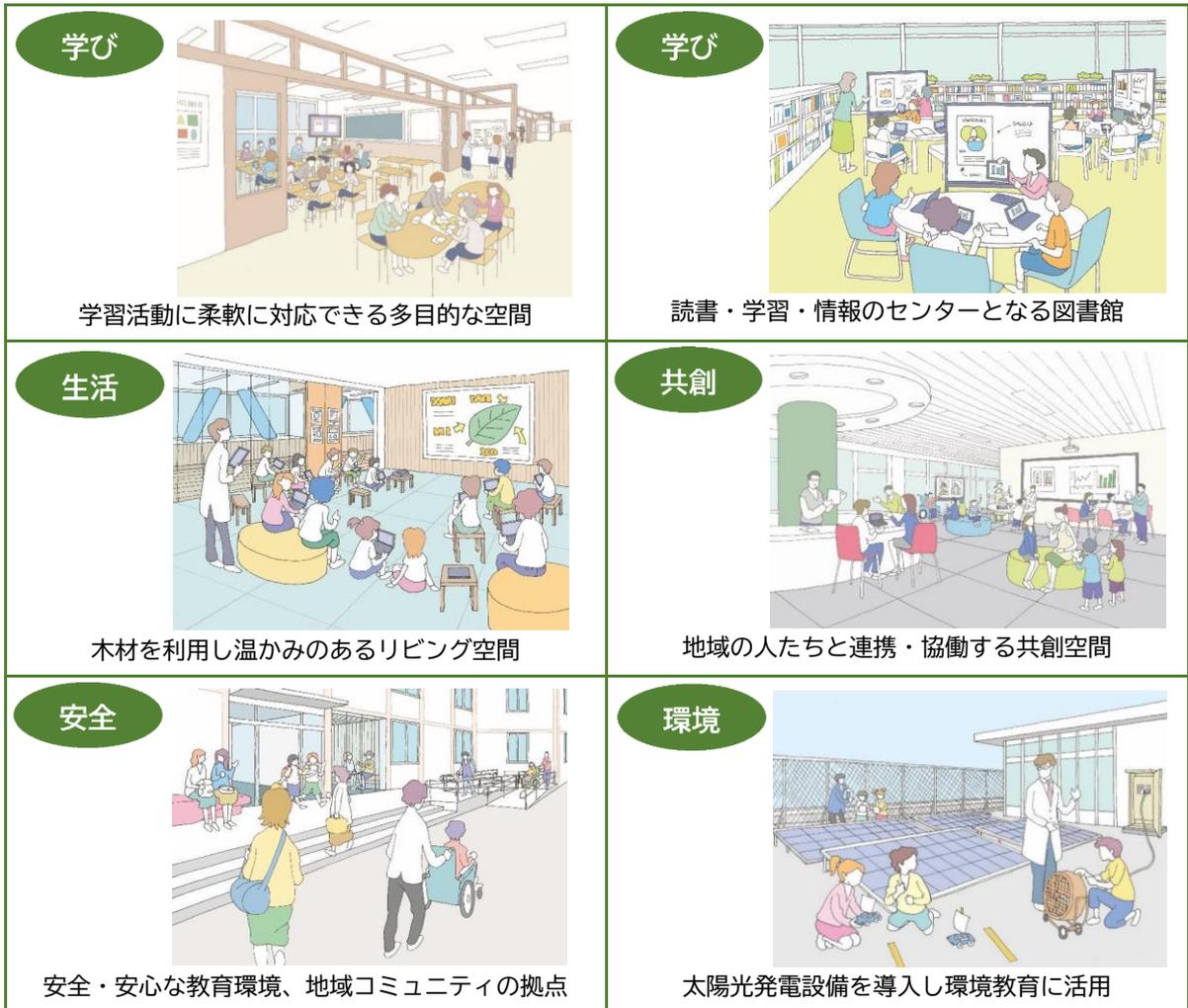


図 4-(1)-イ-1 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方（5つの方向性）  
（出典：文部科学省「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」）

ウ 本市の学びの方向性

令和4年2月策定された松本市教育大綱では、下記の教育理念と特に重要視する学びの視点が掲げられています。



図 4-(1)-ウ-1 松本市教育大綱（出典：松本市「松本市教育大綱」）

(2) 検討の経過

ア 令和5年のアンケート結果

令和5年12月に学校改築に関するアンケートを丸ノ内中学校の生徒、教職員及び保護者を対象として実施しました。集計の結果では、教科学習を充実させる設備の導入、共有スペースの充実及び衛生面の配慮への期待が顕著にみられるほか、伝統や景観への配慮を求める声が多数みられました。

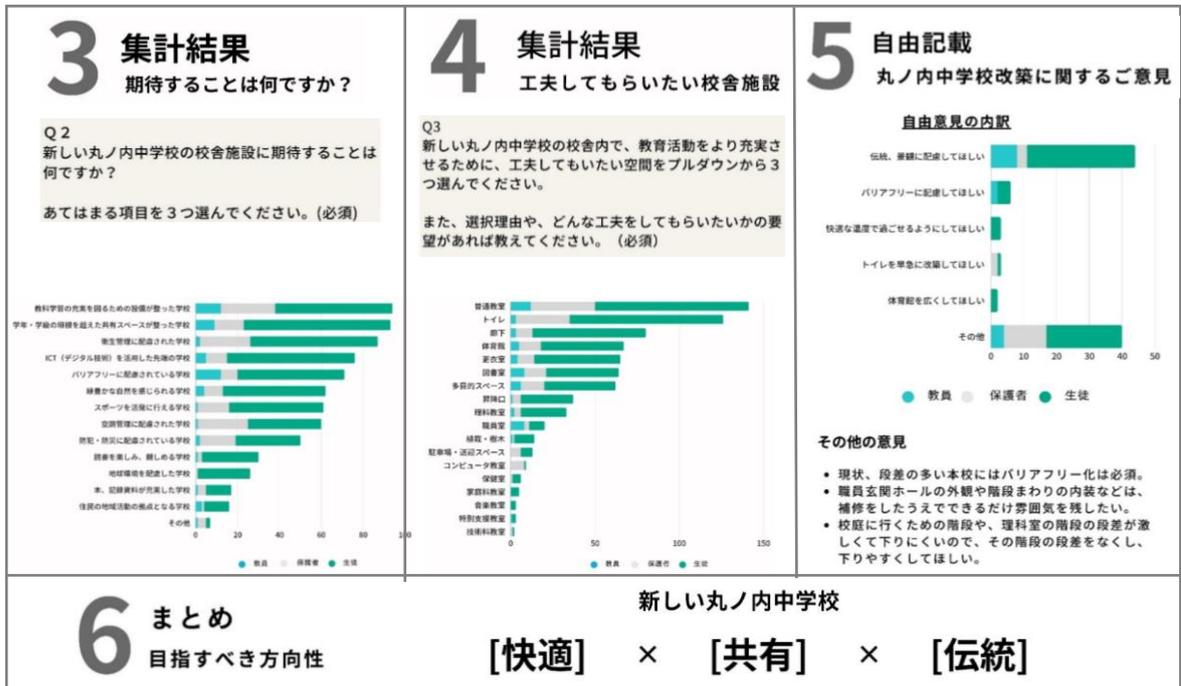


図 4-(2)-ア-1 令和5年改築アンケート結果の一部  
(出典：松本市「丸ノ内中学校改築アンケート結果報告」)

イ 丸ノ内中学校改築事業ワークショップの経過

丸ノ内中学校改築事業として、令和7年3月26日に生徒、教職員及び地域住民合同参加の第1回ワークショップを「こんな学校だったらいいな」というテーマで日中及び夕方の部により開催しました。これに続き、丸ノ内中学校の教職員を対象として、教職員ワークショップを令和7年5月12日に開催しました。2つのワークショップで得られた意見をもとに、「～「らしさ」を受け継ぎ丸中の未来へつなぐ～」というテーマの第2回ワークショップを令和7年6月4日に開催しました。

第1回ワークショップ・教職員ワークショップ

使いやすい 居心地がいい 多様な体験  
 多世代で 個を尊重 継承する  
 快適でみんなで共有できて丸中らしさも残る!

丸中「らしさ」とは?

「らしさ」をいかして実現したいこと

自治 忠恕 自然  
 交流 地域のシンボル 過去と未来の調和

分断しない 交流 学びの形に合わせて  
 くつろぐ フレキシブル 時代はまた変わる

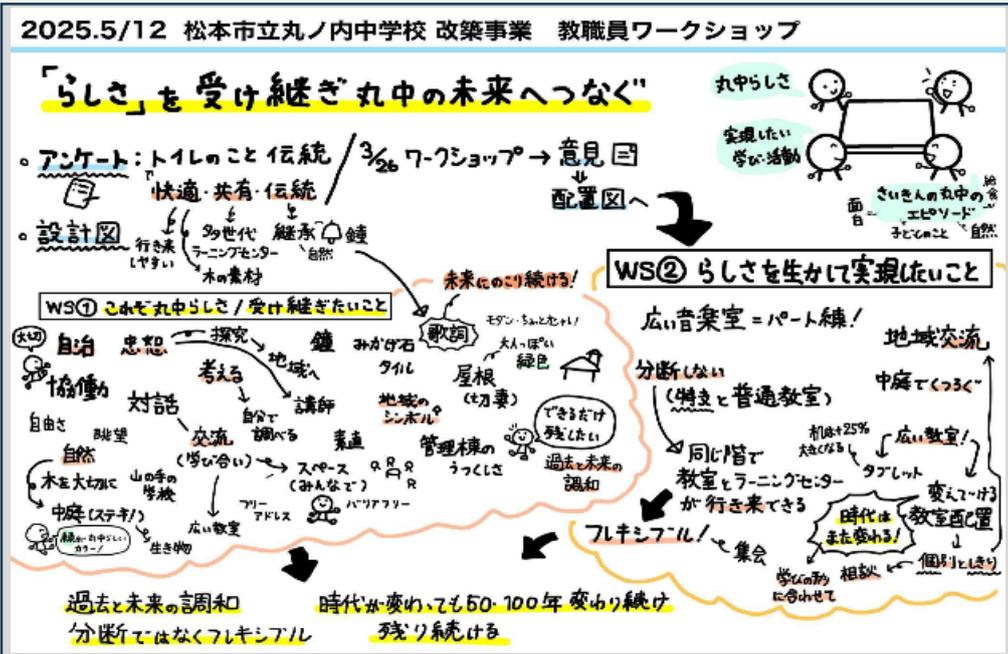
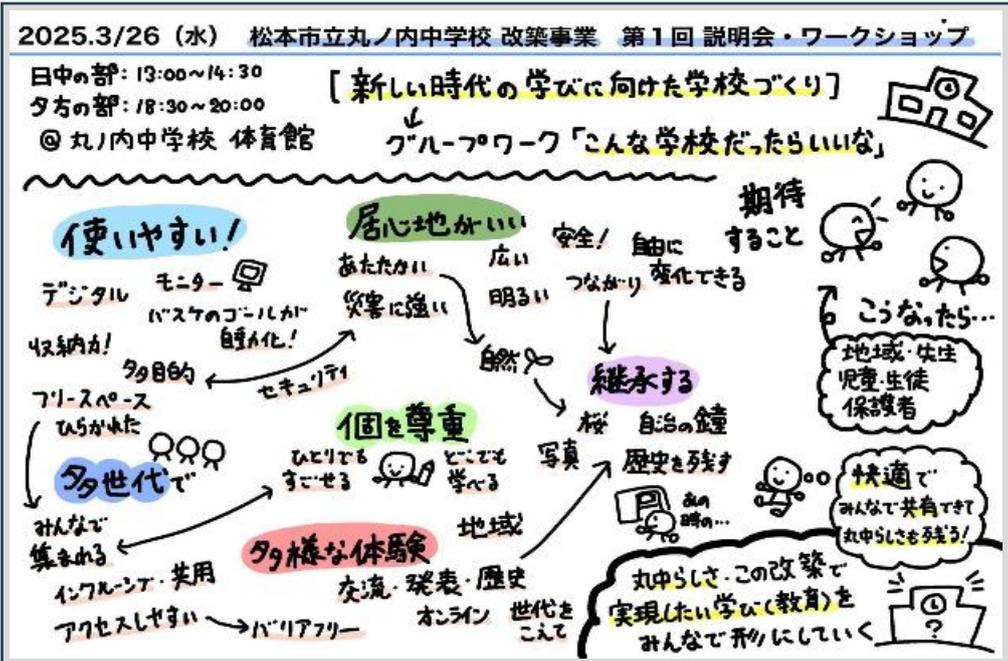


図 4(2)-イ-1 第1回・教職員ワークショップのキーワードとグラフィックレコーディング\*1

\*1 : イラストや図 (グラフィック) を用いて議論の内容についてわかりやすくまとめること。

第2回ワークショップ

これからの「新しい学び」を想像しながら未来の丸ノ内中学校をみんなで考えましょう！

丸中の良いところってなんだろう？

自分で考え

子どもにも地域にも愛されている

この学校で実現したいこと/活動/学習

- 学年を超えた学びと交流
- 1人1人が…
- 個別の学びができる
- 自治の鐘…シンボル
- ワクワクした体験ができる
- 地域の人に来て一緒に学べる
- 学びたい時に学びたいように学べる
- 教室が必要に応じてつながり一つになる
- フレキシブルに分割したり広く使える

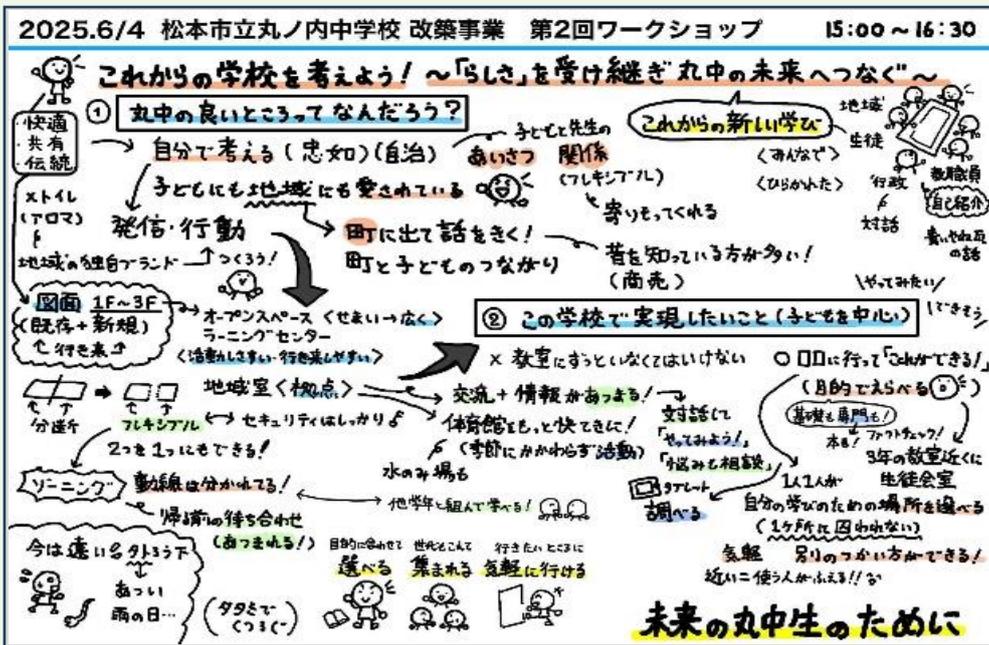


図 4-(2)-イ-2 第2回ワークショップのキーワードとグラフィックレコーディング

丸ノ内中学校改築事業基本コンセプト・基本方針

### (3) 基本コンセプト・基本方針

3回のワークショップで得られた意見から抽出されたキーワードと、新しい時代の学びを実現するための5つの方向性及び松本市教育大綱を踏まえ、改築事業の基本コンセプトを示します。また、基本コンセプトに基づき、改築によって実現すべき未来の丸ノ内中学校の基本方針を示します。基本方針を踏まえ、配置計画、施設計画、構造計画、設備計画等に関する基本的な考え方を整理し、今後の詳細検討の指針とします。

#### 基本コンセプト

## 「あゆみ」を受け継ぎ 未来へつなぐ

#### 基本方針

##### 1 自分の「学びたい」を実現できる学校

- ・一人ひとりの個性に応じた学びや地域探究、異学年による学習など、多様な学びを柔軟にデザインできる環境の実現
- ・学びの核となる施設を校舎の中心に配置
- ・「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえた学習環境を整備

##### 2 未来の学びを創造できる学校

- ・あらゆる空間が学びや交流の場となる空間づくり
- ・学習活動や学習集団の変化に対応できる柔軟性のある空間づくり
- ・変化し続ける未来の学びに対応できる可変性のある空間づくり

##### 3 地域と共に歩み続ける学校

- ・地域と学校が培ってきた歴史を継承し、文化を育む交流拠点
- ・地域の防災拠点としてだけでなく、地域や民間と連携した多世代交流拠点
- ・松本の景観と調和した学校・環境づくり

#### (4) 各室・スペースの整備方針

##### ア 教室・教室まわり

- ・明るく快適に過ごせる教室空間とします。
- ・生徒にとって居心地の良い、ゆとりある教室まわりを確保します。
- ・教室内外の視認性を確保し、死角を無くします。
- ・普通教室と連続した「オープンスペース」を設け、学年集会や主体的・対話的で深い学びができる学習環境を整備します。
- ・普通教室は、前面及び背面の板書及び掲示スペースが既存校舎よりも広く確保できるサイズとします。
- ・フレキシブルな教室利用やクラス数の増減に対応できるよう、多連引戸や可動壁の設置を検討します。

##### イ ラーニングセンター（学校図書館）

- ・学校の中心にラーニングセンターを配置することで、生徒のアクセス性を高めるとともに、日常的な学びのホームとなる普通教室や実証実験や作品制作などを行う特別教室との連続性や回遊性を高めます。
- ・本に親しめる、居心地の良い学校図書館とします。
- ・情報センターを配置し、ICTを活用して学びを深めます。

##### ウ 移動空間

- ・校舎内や建物間を移動しやすい動線計画とします。
- ・移動空間に面して、各教科の魅力や生徒等の作品が展示できる「ラボ」の整備を検討します。

##### エ トイレ・流し場

- ・気持ちよく使える清潔なトイレ・流し場とします。
- ・トイレの便器は洋式とします。
- ・トイレは、感染症対策に配慮します。

##### オ 校務センター

- ・事務室、教職員室等を一体的に「校務センター」として形成し、登下校動線やグラウンドが見渡せる配置とします。

#### (5) 地域連携・開放施設の整備方針

ア 地域活動に利用可能な地域や保護者の方が集える場の整備を検討します。

イ 地域の方々が使用できるトイレや荷物置場などの整備を検討します。

ウ 今後の部活動の地域移行に対応できるように地域開放エリアを設定します。

#### (6) 防犯対策の整備方針

ア 生徒、教職員及び施設利用者が夜間でも安全に安心して通行や利用ができるよう、照明を設けて明るいアプローチとします。

イ 人的対応や設備を効果的に組み合わせた防犯対策を行います。

ウ 生徒や教職員の安全性を確保した上で、地域開放ゾーンを整備します。

#### (7) ユニバーサルデザイン等に関する整備方針

ア ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全で快適に利用できる施設とします。

イ 文字情報だけでなく、グラフィック、アイコン、配色等による分かりやすいユニバーサルデザインサインの使用を検討します。

(8) 避難拠点としての整備方針

避難所となる体育館に隣接した新校舎北側の駐車場を防災広場として利用できるよう、付近にかまどベンチやマンホールトイレの設置を検討します。

(9) 改築校の歴史を受け継ぐ整備方針

ア 「自治の鐘」の継承

昭和27年、文部省のモデルスクールとして移転新築された当時から学校のシンボルとして親しまれてきた「自治の鐘」の継承方法を検討します。



管理棟頂部の「自治の鐘」

管理棟内部から鐘を鳴らす紐

図 4-(9)-ア-1 管理棟頂部の「自治の鐘」

イ 既存校舎に残る仕上げ材の再利用

現在の普通教室・特別教室棟の1階入口床のクリンカータイル等の仕上げ材、管理棟の階段の国産御影石及び校内で保管されている青い屋根瓦については、外構仕上げ等への再利用や展示物としての保存を検討します。



玄関に残るクリンカータイル

国産御影石仕上げの階段

移転新築当時の屋根瓦

図 4-(9)-イ-1 既存校舎に残る仕上げ材

ウ 記念品等の移設の検討

(10) 構造計画に関する整備方針

ア 構造計画の性能目標

(ア) 安全性能（災害からの安全性の向上）

- ・生徒が学習、生活等の場として1日の大半を過ごすだけでなく、学校開放時や緊急の災害時に地域住民等が利用することも考慮し、十分な安全性を確保することができる計画とします。
- ・大地震動（極めてまれに発生する地震動）後、構造体等の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるよう、構造上十分な安全性を確保することができる計画とします。

(イ) 耐久性能（地球環境に配慮した長寿命建築）

- ・経年劣化や環境条件による影響に対して十分な耐久性を確保することができる計画とします。
- ・将来的な施設機能の変化にフレキシブルに対応できるよう、適切なスパン割、耐震要素の配置計画とします。

(ウ) 準拠する規・基準、指針等

<関係法令>

- ・建築基準法及び同施行令及び告示

<国土交通省>

- ・建築構造設計基準
- ・公共建築工事標準仕様書
- ・建築物の構造関係技術基準解説書

<日本建築学会>

- ・諸基準・指針

イ 構造体の設計方針

(ア) 上部構造の設計方針

建物形状は、変形、ねじれ、力の集中等が生じることのないよう構造的に均衡のとれた形状を目指します。

(イ) 基礎構造の設計方針

基礎は、敷地の地盤構造を十分に理解し、上部構造を支持する計画とします。なお、杭や地盤改良を計画する際は、周辺敷地への影響に十分留意し、低騒音かつ低振動の施工が行える工法を選定します。

ウ 耐震安全性の確保

表 4-(10)-ウ-1 耐震安全性の分類の抜粋

(出典：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (国土交通省))

官庁施設の種類の種類		耐震安全性の分類		
本基準	位置・規模・構造の基準	構造体	建築非構造部材	建築設備
多数の者が利用する官庁施設	(七) 学校、研修施設等であって、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設 ( (四) に掲げる警察大学校等を除く。 )	Ⅱ類	A類	乙類
	(八) 学校、研修施設等であって、(七)に掲げるもの以外の官庁施設 ( (四) に掲げる警察大学校等を除く。 )	Ⅱ類	B類	乙類
	(九) 社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設	Ⅱ類	B類	乙類

エ 耐風安全性の確保

表 4-(10)-エ-1 耐風安全性の基準

構造体	耐風性能Ⅲ類 (まれに発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている) の水準を確保するため、風圧力に対する安全性の確保は建築基準法施行令第 8 7 条に規定されている風圧力 ( $V_0 = 30 \text{ m/s}$ : 松本市 ) に対して、構造耐力上安全であることとします。
非構造部材	耐風性能Ⅲ類 (まれに発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている) の水準を確保するため、風圧力に対する安全性の確保は建築基準法施行令第 8 2 条の 4 に規定される風圧力 ( $V_0 = 30 \text{ m/s}$ : 松本市 ) に対して、構造耐力上安全であることとします。

オ 耐雪・耐寒安全性の確保

表 4-(10)-オ-1 耐雪・耐寒安全性の基準

構造体	建築基準法施行令第 8 6 条に規定される積雪荷重 (垂直積雪量 78 cm : 松本市白板地区) に対して、構造耐力上安全であることとします。
	地盤凍結の影響を受ける可能性のある構造体について、凍結深度 (凍結深度 40.5 cm : 松本市白板地区) より深い根入れ深さを確保します。

(11) 電気設備計画に関する整備方針

ア 電気設備の基本方針

- ・安全性、教育環境の充実、省エネルギー、防災対応及び将来の拡張性を見据えて計画します。

イ 準拠する主な法令・基準

表 4-(11)-イ-1 電気設備に準拠する主な法令・基準

区分	法令・基準名	管轄
基本設計指針	学校施設整備指針 (中学校編)	文部科学省
法令	電気事業法、電気設備技術基準 (省令)	経済産業省
実務基準	内線規程 (J E A C 8 0 0 1)	日本電気協会
製品の安全	電気用品安全法 (P S E 法)	経済産業省
建築安全の関連法令	建築基準法、消防法	国土交通省・消防庁
補助的基準、規格類	J I S, J E M、自治体ガイドラインなど	各標準化団体

ウ 安全性・信頼性の確保

- ・感電、漏電及び火災対策として、D種接地、漏電遮断器（ブレーカー）を適切設置し、短絡及び過負荷時の自動遮断を確保します。
- ・雷による設備損傷を防止するため、避雷器（SPD\*<sup>1</sup>）などを設置します。
- ・系統別に分離（普通教室・特別教室・IT設備など）し、局所トラブルの影響を最小限にします。
- ・火災報知設備、非常照明等を設置し、避難・誘導時の支援機能を確保します。

オ 防災・BCP\*<sup>2</sup>（事業計画）への対応

- ・災害時には、太陽光発電と蓄電池を活用して、一部照明及び通信機器などに非常用電源を供給します。
- ・照明等の設備機器は耐震設計を考慮し、地震時の落下及び損傷を防止します。

カ 維持管理・更新のしやすさ

- ・教職員や設備担当者が簡単に操作・点検できるシステムを採用します。
- ・分電盤や配線等は系統別・用途別に明確化し、更新時の影響を最小限にします。
- ・配線や管路計画は機器増設等に対応できるように予備回路等を確保します。

キ 構内情報通信（ICT）との整合

- ・教育用・校務用ネットワークは論理的・物理的に分離して設計します。
- ・無線LANの安定運用を前提に、適切なAP配置とPoE対応配線を行います。
- ・ICT設備との連携を考慮した電源・配線を計画とします。

ク 環境配慮

- ・電線やケーブルは、環境負荷低減型のエコ電線・エコケーブルを採用します。

ケ 電気設備項目構成（案）

表 4-(11)-ケ-1 電気設備項目構成（案）

設備項目	内容
受変電設備	電力引込、変電設備
幹線動力設備	幹線敷設方法、配電方式、盤類
電灯コンセント設備	配線方式、照度、照明器具、照明制御方式、誘導灯・非常照明、コンセント
情報通信設備	通信関係引込、電話設備、拡声整備、テレビ共同受信設備、構内情報通信網設備、インターホン設備、電気時計整備、個別音響、トイレ呼出設備
防犯・防災電気設備	自動火災報知設備、防排煙連動制御設備、非常放送設備、ITVカメラ設備、機械警備用配管設備
屋外電気設備	外灯設備、弱電設備
太陽光発電設備（既設再利用か新規要確認）	太陽電池出力、パワーコンディショナー、逆潮流（売電）、表示装置、表示内容
行政防災整備	ソーラー外灯、防災行政無線（屋外スピーカー）、災害情報表示盤、

\*1：Surge Protective Device（サージ防護デバイス）の略語。雷サージを安全に放出し、過電圧・過電流が機器を破壊するのを防ぐ保安器を指し、「避雷器」とも呼ばれる。

\*2：Business Continuity Plan（事業継続計画）の略語。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。（出典：中小企業庁ホームページ

[https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level\\_c/bcpgl\\_01\\_1.html](https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/contents/level_c/bcpgl_01_1.html)）

## (12) 機械設備計画に関する整備方針

### ア 基本方針

機械設備工事の基本計画に当たり、本計画建物の建設目的、仕様形態、管理及び保守方式などについて、十分に配慮した計画を目指します。

#### (ア) 環境配慮

- ・「環境」を一つの大きなテーマとし、法的規制を満足するのみならず地球環境阻害に対し影響が少ない設備システムを構築します。
- ・地域施設、建築意匠及び電気設備工事を含めた全体のコンセプトを共有し、意匠的・機能的調和に留意します。

#### (イ) 経済性・効率性

- ・資源の有効利用の観点から維持費やランニングコストの低減に配慮します。
- ・長寿命、高効率な機器を選定します。

#### (ウ) 運用性・保守性

- ・必要な機能を十分に検討し、保守管理の容易さに配慮します。
- ・メンテナンス性に優れ、かつ安全に作業が行えるように機器の選定・配置を行います。

#### (エ) 安全性

- ・地震時の機器の転倒防止、配管の損傷及び機器の耐震性に十分配慮します。

#### (オ) 信頼性

- ・設備機器や器具は故障が少なく、損傷しにくいものを採用します。
- ・気候特性を考慮した、信頼性の高い設備機器を選定します。

#### (カ) 柔軟性

- ・将来のリニューアルに対応しやすい空調計画、メンテナンスルートを確保します。

## (13) 環境配慮・省エネルギー化に関する整備方針

環境配慮・省エネルギー化に関する建築的な工夫を行うことで、校舎のZEB\*<sup>1</sup>化を検討します。

### ア 建築

- ・ひさし等を設置し、日射の抑制を図ります。
- ・建物を高断熱・高气密化することで、熱損失を低減します。
- ・自然換気が行いやすい開口部など、中間期に自然エネルギーの利用が可能な設えを検討します。

### イ 電気設備

- ・太陽光発電設備の設置を検討し、環境負荷の低減を図るとともに、環境教育及び災害時に資する計画とします。
- ・照明は高効率LED照明を採用し、昼光利用・人感センサー・タイマーによる自動制御の導入を検討します。

### ウ 機械設備

- ・高効率型機器の導入や節水器具の採用を行い、省エネルギー化を図ります。

\*1：Zero Energy Building（ゼロ・エネルギー・ビルディング）の略語。経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップ検討委員会とりまとめ」（平成27年12月）では、ZEBを「先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物」と定義。（出典：環境省 <https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/09.html>）

## 5 改築事業の概要

### (1) 改築計画施設の予定規模

- ア 延床面積：約5,300平方メートル（校舎棟）
- イ 階数：3階建て

### (2) 構成諸室

- ア 校舎棟
  - 普通教室（9教室）
  - 特別教室（理科室（2教室（うち1教室は多目的兼用））、音楽室（特別活動室と兼用）、家庭科室（調理・被覆兼用）、技術室、美術室、ラーニングセンター）
  - 特別支援教室
  - 管理諸室（校務センター、校長室、主事室、保健室、印刷室、小会議室、職員更衣室、放送室、配膳室、教育相談室、倉庫・教材室等）
  - 共用諸室（トイレ、更衣室等）
  - その他（生徒会室、地域（PTA）室等）

### イ 渡り廊下

### (3) 建物配置

- ア 既存の高低差（擁壁位置）を生かす、まとまりある校舎配置  
新校舎は、既存管理棟の地盤レベルから既存中庭の地盤レベルにコンパクトにまとめた建物として計画します。
- イ 工事中もグラウンドを継続利用できる配置計画  
仮設校舎をグラウンド内に設けず、既存普通教室棟を利用しながら改築することにより、小規模な仮設校舎としつつ、現在の広いグラウンドを工事中から完成後まで利用できる計画とします。
- ウ 見通しのよいプロムナードや移動しやすい屋外移動動線  
校地の飛び地にある柔剣道場・プール、駐車場・グラウンド等へのアクセスがしやすい通路、屋外階段等を整備します。
- エ 急傾斜を避けた安全な配置  
土砂災害警戒区域に近接した既存特別教室棟位置には、新校舎を配置しない計画とし、安全・安心な校舎配置とします。

オ 将来の体育館改築を見据えた配置計画

新校舎の西側に空地を確保し、将来の体育館改築を見据えた計画とします。



図 5-(3)-オ-1 配置計画

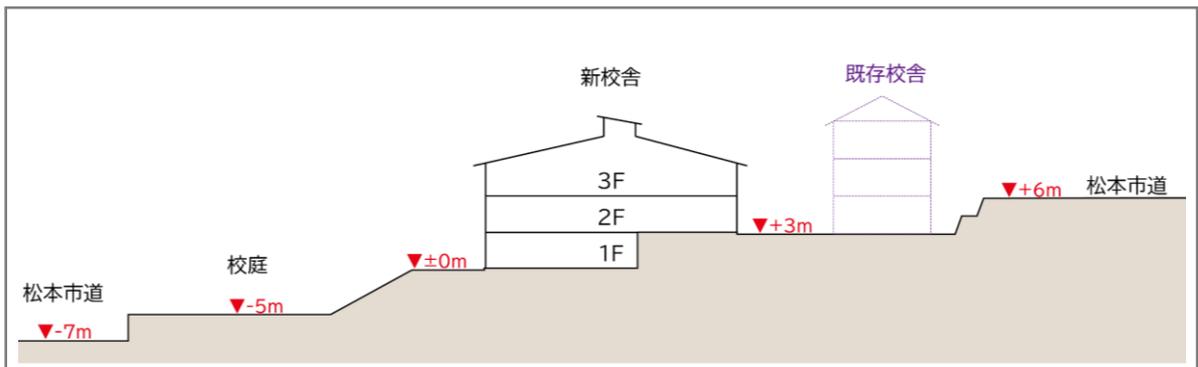


図 5-(3)-オ-2 既存の高低差を生かす校舎配置

(4) 平面ゾーニング

- ア 松本市街地を一望でき、陽当たりのよい2階南面に普通教室を配置します。また、各普通教室から利用しやすい学校の中心にラーニングセンターを配置し、校舎全体が学習や交流の場となるような施設構成とします。
- イ 多様な教育活動に対応するオープンスペースを設けます。また、共用部の一部として、生徒の交流や憩いの場となるラウンジ空間を充実させます。
- ウ 管理諸室を集約し、教職員が働きやすい環境整備を行います。
- エ 地域の方が利用できる、生徒や教職員のセキュリティーを考慮した地域開放ゾーンの整備を行います。

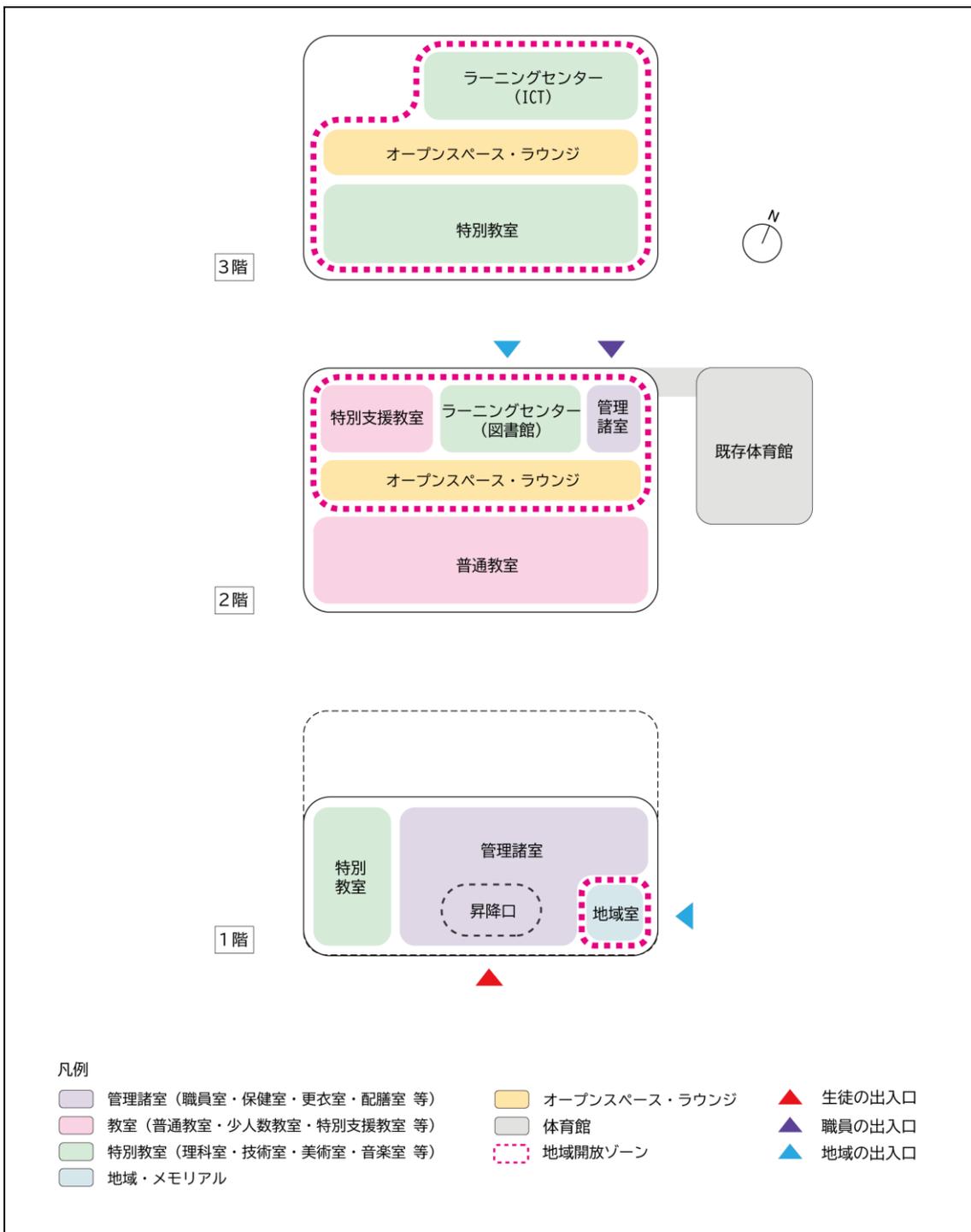


図 5-(4)-E-1 平面ゾーニング

(5) 工程表

既存の校舎の一部を利用しながら改築工事を行うことで、グラウンドには仮設校舎を建設しない工事計画とし、現在と同様の位置でグラウンド利用ができるよう学校運営に配慮します。また、仮設校舎の設置・解体にかかる期間やコストを抑え、学校運営や生徒への負担が少ない計画とします。学校運営に配慮しながら事業をスムーズに進め、令和13年度内の事業完了を目標とします。

表 5-(5)-1 工程表

		2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
		R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
プロポーザル方式業者選定		業者選定プロポーザル							
基本計画・基本設計		基本計画・基本設計 (約13か月)							
実施設計			実施設計 (約18か月)						
埋蔵文化財調査				埋蔵文化財調査 (約4か月)	埋蔵文化財調査 (約8か月)				
仮設校舎				仮設校舎建設 (約6か月)				仮設校舎解体 (約3か月)	
工事	校舎					管理・特別教室・普通教室棟工事 (約4.2か月) ※既存解体も含む			
	屋外運動場						屋外整備 (約1.4か月) ※体育館+駐車場		

※ 校舎の工事期間には、管理棟等の既存校舎の解体期間を含みます。

(6) 建替えステップ図

ア 安全な生徒・教職員動線を確保し、学校運営への影響が極力少なくなる建替計画とします。

イ 新校舎建設中も既存校舎の一部を利用することで、現在と同様にグラウンドと教室が利用可能な環境を維持し、生徒の学習・生活を大切にしたい計画とします。

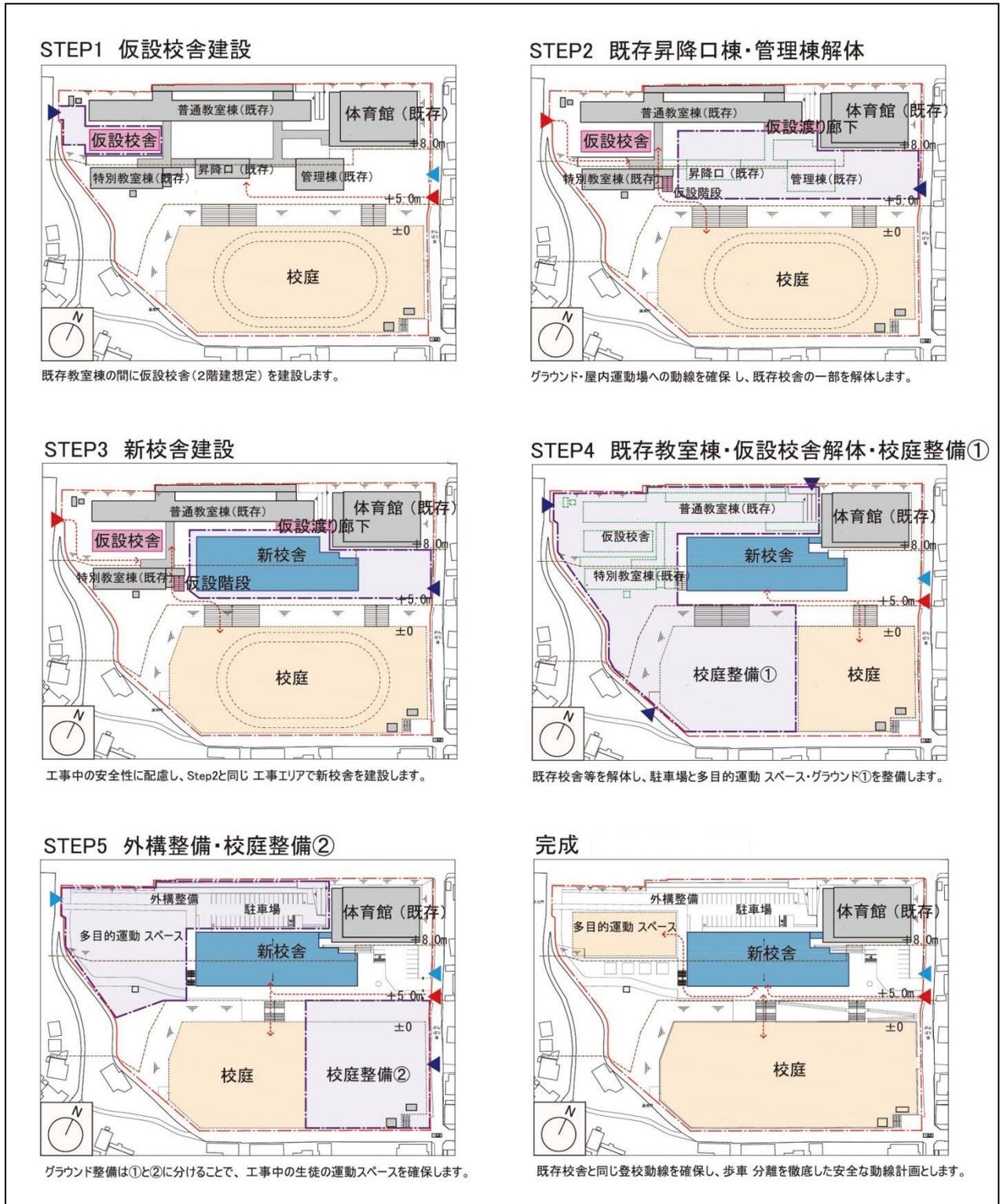


図 5-(6)-イ-1 建替えステップ図